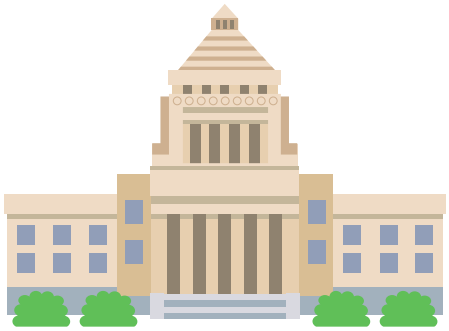
知っておきたい！



医療費に対する助成制度とソニー健保の付加給付

わが国には、健康保険制度とは別に、税金によって医療費の自己負担が軽減される公費負担の「医療費助成制度」が2種類あります。

国



特定医療（指定難病）、自立支援医療、
小児慢性特定疾病医療などに対するもの

自治体（市区町村）



子ども（乳幼児）、心身障がい者、
ひとり親家庭などを対象としたもの

健康保険を利用しても残る「自己負担額（医療費の3割または2割）」について、全額無料・1割負担になったりと経済的な負担を軽減する制度です。



とってもありがたい制度があるんだね。

でも、今のところ
私が対象となるものはないかな。
風邪ぐらいなら問題ないけど、
大きなケガや病気をしたときの
医療費が心配…。



ソニー健保の加入者（被保険者・被扶養者）には、独自の給付金「付加給付」があります！

要チェック



健康保険を利用して、医療機関の窓口での自己負担額が2万円 を超えたとき、超えた額（100円未満切捨）を ソニー健保から給付金として支給します。
原則申請不要です。医療機関からソニー健保に届くレセプト※を基に自動計算し、早くて保険診療月の3か月後に支給します。

※医療機関からソニー健保に届く医療費の専用請求書（レセプト）単位で算定。
［患者別、月別、医療機関別、入院・外来別、医科・歯科・薬局別］
入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用にならない自費については対象外です。

自己負担額（医療機関の窓口で支払う額）が3万円だった場合、
1万円を付加給付として後日支給します。

▽医療費の負担割合

ソニー健保の保険給付	自己負担分
8割 or 7割	2割 or 3割

医療費総額（10割）

付加給付についての詳細はこちらをご覧ください！ ➡

『マイページ』で給付金支給額を通知しています

要チェック

ソニー健保加入者専用『マイページ』ログイン後『通知書・証明書』の『給付金支給決定通知書』で、給付金の種類・支給額などの確認ができます。
原則として保険診療月の3か月後の20日に通知します。

＊医療機関からソニー健保に届くレセプトが遅れた場合は、月遅れでの通知となります。



通知した月の給与と一緒に支払うようになっています。
給与支給日に支払いがなかった場合は、お勤めの事業所の健保事務担当者へお問い合わせください。

＊任意継続被保険者や特例退職被保険者など退職した方は、通知した月の20日（休業日のときは前日）に被保険者の口座に支給します。





お知らせ!

「自治体医療費助成制度」に該当する方へ
「自治体医療費助成制度該当届」提出のお願い

要チェック

自動支給を停止している方には年に1回、引き続き医療費助成を受けているか現況確認のお手紙をお送りしています（10月下旬から11月下旬ごろ）

ソニー健保に加入している方が医療費助成制度を利用しているとき、ソニー健保の付加給付（給付金）と重複受給になってしまうケースがあります。
公費優先のため、重複受給が発覚した場合、ソニー健保の付加給付は返還していただきます。
このような事態を未然に防ぐために、医療費助成制度を利用している方には**「自治体医療費助成制度該当届」**の提出をお願いしています。

「該当届」を出すとどうなる?





ソニー健保の付加給付の「自動支給を停止」します。

ソニー健保の付加給付は、医療機関からソニー健保に届くレセプトを基に給付金の計算をしています。しかし、レセプトに公費負担者番号が記載されない医療費助成制度があるため、公費で助成されていることがソニー健保で把握できずに給付金を支給してしまう事態が発生しています。そのため、助成を受けている方から届出をいただくことにより、自動支給を停止する措置をとっています。

＊自治体から給付金の支給状況について確認があり、重複支給になっていたことが発覚するケースがあります。

全額無料ではなく1割負担なので、医療費助成を受けても自己負担額は25,000円だった。
2万円を超えたけど、ソニー健保の給付金はもらえないのかな?





『高額療養費・付加給付支給申請書』でソニー健保に申請をしてください。差額の5,000円を支給します。

領収書コピーの提出が必要です。
実際に医療機関に支払った金額を確認します。

＊償還払いの場合、自治体から受け取った給付金の額がわかる書類のご提出をお願いすることがあります。

申請方法はこちら

「自治体医療費助成制度該当届」が“必要”“不要”な方について

要チェック

提出が“必要”な方

障 親 都

「障がい者医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」など、自治体から交付された医療証（受給者証）を持っている方

＊レセプトに公費負担者番号が記載されない自治体があります。ソニー健保で制度利用が把握できないケースがあるため、届出をお願いいたします。

提出が“不要”な方

① 各自治体が条例などで定めた「子ども医療費助成制度」

乳 子 青

子どもについては、ソニー健保のシステムで対象者の年齢と登録住所から自動判別し、登録住所の自治体の医療費助成の年齢制限に達するまで、付加給付の自動支給を停止する措置をとっています。

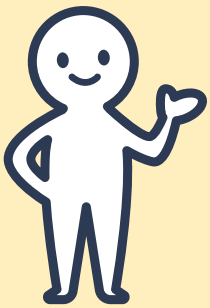
＊所得制限により、医療費助成制度に該当されていない方も一律で停止しています。

② 国の法令で定めた「公費負担医療制度」

- 自立支援医療
- 更生医療
- 肝炎治療特別促進事業
- 小児慢性特定疾病医療
- 特定医療（指定難病）

レセプト※に必ず公費負担者番号が記載されています。ソニー健保で制度利用が把握できるため、「該当届」の提出は不要です。

※レセプトとは、医療機関と健保間で使用する医療費の専用請求書のこと（患者別、診療月別、医療機関別、入院・外来・歯科・薬局別で作成されます）。



「自治体医療費助成制度該当届」はこちらから印刷してください

QRコードをタップ、またはクリックすると、「該当届」のPDFが印刷できます!

提出先【社内便または郵送】

〒108-0075
東京都港区港南1-7-1 ソニーシティ 11階
ソニー健康保険組合　給付担当